

はじめに

現在、対象事業実施区域内の造成工事計画については、切土、盛土量を少なくするなど、より環境に配慮したものとなるよう検討を進めていますが、令和5年度上半期から、米軍施設基礎部分の撤去工事、一部区域の土壌汚染対策工事、土工事に着手することから、事後調査が必要となるため、これらの工事着手に先立ち事後調査計画書を提出します。

造成工事計画については、観光・賑わい地区の事業予定者が公募により令和5年9月頃に決定する予定であることから、事業提案の内容を踏まえるなどしてとりまとめ、その後、造成工事計画を反映させた事後調査計画書を令和5年度下半期を目途に改めて提出する予定です。

